

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年5月16日

【会社名】 株式会社じげん

【英訳名】 ZIGExN Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平尾 丈

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 (03)6380-2501

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理部 部長 松浦 晃久

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 (03)6380-2501

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理部 部長 松浦 晃久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において当社を存続会社、株式会社エリアビジネスマーケティングを消滅会社とする吸収合併を行う旨の決議を行ない、同日付で合併契約書を締結しました。

上記に伴い、当社の特定子会社の異動が発生するため金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 特定子会社の異動に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)

(1)当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	株式会社エリアビジネスマーケティング
住所	東京都千代田区神田須田一丁目34番4号
代表者の氏名	代表取締役 幡野 智典
資本金又は出資の額	1百万円
事業の内容	不動産売買仲介業のwebサイト制作及び成果報酬型集客代行事業

(注)平成28年2月末日現在

(2)当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 100個

異動後 - 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%

異動後 - %

(3)当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社の特定子会社である株式会社エリアビジネスマーケティングは、平成28年7月1日を効力発生日として当社に吸収合併されることにより、消滅いたします。これにより、株式会社エリアビジネスマーケティングは、当社の特定子会社に該当しないこととなります。

異動の年月日（予定）

平成 28 年 7 月 1 日（効力発生
日）

2. 吸収合併に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告)

(1)当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社エリアビジネスマーケティング
本店の所在地	東京都千代田区神田須田一丁目34番4号
代表者の氏名	代表取締役 幡野 智典
資本金の額	1百万円
純資産の額	38百万円
総資産の額	80百万円
事業の内容	不動産売買仲介業のwebサイト制作及び成果報酬型集客代行事業

(注)平成28年2月末日現在

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成26年2月期	平成27年2月期	平成28年2月期
売上高(百万円)	149	180	235
営業利益(百万円)	8	14	15
経常利益(百万円)	9	14	16
純利益(百万円)	8	10	10

(注)金額は全て消費税及び地方消費税込みとなります。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	株式会社じげん
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100.0%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、株式会社エリアビジネスマーケティングの発行株式の全部を保有しております。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(2)当該吸収合併の目的

株式会社エリアビジネスマーケティング社は全国の不動産売買・仲介業者を顧客にウェブサイトの制作事業及びSEO、SEM等を通じた集客支援事業を営んでおります。

当社運営の不動産賃貸物件情報サイト「賃貸スモッカ」及び不動産活用の総合比較サイト「マイスミEX」等の不動産関連事業とのシナジーを高め、業務の集中化、効率化を目的に同社を吸収合併することにいたしました。

(3)当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社エリアビジネスマーケティングは解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いはありません。

その他の吸収合併契約の内容

合併契約書の内容は後記のとおりです。

(4)吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5)当該吸収合併後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額及び事業の内容

商号	株式会社じげん
本店の所在地	東京都新宿六丁目27番30号
代表者の氏名	代表取締役社長 平尾 丈
資本金の額	531百万円
純資産の額	3,643百万円
総資産の額	8,847百万円
事業の内容	ライフメディアプラットフォーム事業

(注)平成28年3月末日現在

合併契約書

株式会社じげん（以下「甲」という。）と株式会社エリアビジネスマーケティング（以下「乙」という。）とは、甲乙の合併に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（存続会社及び消滅会社）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行い、甲が乙の権利義務の全部を承継する。なお、甲及び乙の商号及び住所は下記のとおりである。

記

（甲） 商号：株式会社じげん

住所：東京都新宿区新宿六丁目27番30号

（乙） 商号：株式会社エリアビジネスマーケティング

住所：東京都千代田区神田須田町一丁目34番4号

第2条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は平成28年7月1日とする。但し、効力発生日までに本合併に必要な手続きを行うことができないときは、甲乙協議の上、会社法の規定に従い、効力発生日を変更することができる。

第3条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、本合併に際し、乙の発行済株式の全部を所有しているため、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併に際し、甲の資本金及び準備金の額は変動しないものとする。

第5条（合併承認株主総会）

甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで、本合併を行う。但し、本契約は、会社法第796条第3項の規定に従い、同項に規定する数の株式を有する株主が本合併に反対する旨を通知した場合には、その効力を失う。

2. 乙は、会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで、本合併を行う。

第6条（引継ぎ）

乙は、甲の承認を得た平成28年2月29日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐものとする。

2. 乙は、平成28年2月29日後効力発生日に至る間に生じた資産、負債の変動については、これを別に計算書を添付して、その内容を甲に対して、明示するものとする。

第7条（従業員）

甲は、効力発生日現在の乙の従業員のうち、以下の者のほか甲が許諾した者を引き継ぐものとする。

- ・八木 真紹
- ・馬淵 陽子
- ・佐藤 達彦
- ・板橋 恵子
- ・植木 恵梨子
- ・三木 和歌子
- ・古川 ひとみ
- ・十枝 奈穂

2. 甲及び乙は、甲及び乙の代表取締役である幡野智典（以下「丙」という。）との間で締結した平成28年4月19日付「経営委任契約書」に基づき、甲は、効力発生日後において丙を甲の従業員として雇用する。

第8条（解散手当等）

乙は、本合併に際し、その取締役に対する解散手当、退職慰労金その他名目の如何を問わず金銭の支出は行わないものとする。

第9条（解散費用）

乙の本合併に伴う解散に必要な費用は、甲乙協議の上、負担者を決定するものとする。

第10条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの財産の管理・運営及び業務の執行を行うものとする。

第11条（合併条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において天変地異その他の事由により甲又は乙の資産又は経営状態に著しい変動が生じたときは甲乙協議の上、本契約に定める合併条件の変更、又は本契約を解除することができ

る。

第12条（解除条件）

本契約は、本合併に関し必要な法令に定める関係官庁の承認等が得られなかったときはその効力を失う。

第13条（相互協力義務）

甲及び乙は、本合併後の甲の企業価値増大のため、相互に協力するものとする。

第14条（本契約記載外事項）

本契約に定めのない事項又は本合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、円満に解決するものとする。

本契約締結の証として、本契約書1通を作成し、甲乙記名捺印の上、甲が原本を乙がその写しを保有するものとする。

平成28年5月13日

甲 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
株式会社じげん
代表取締役社長 平尾 丈

乙 東京都千代田区神田須田町一丁目34番4号
株式会社エリアビジネスマーケティング
代表取締役 幡野 智典